

釜ヶ崎救援ニュース

第3号 1992年 釜ヶ崎・顔づけ一暴行に対する抗議事件救援会

11月29日 大阪市西成区森の茶屋2-8-9・森路の里 気付 ☎06(641)7183

「顔づけ」実態聞き取り調査に参加を！

調査事前説明会—12月16・22日—両日共西成市民館で午後7時より

「顔づけ」実態聞き取り調査については、前号においてもその意図するところを紹介して参加・協力を呼び掛けました。今号では、当救援会発足集会において参加者から意見を聞き、さらにもう一日有志が集まって検討を重ねた上で作成された『調査票』を紹介して、12月24・25・26日調査実施日への参加を呼び掛けたいと思います。

なお、調査対象者を現役労働者層から野宿を余儀なくされている層までと幅広くしているため、調査時間が早朝から深夜までということとなりました。勿論、都合の良い時間帯だけの参加も大歓迎ですが、宿泊希望者もいるだろうと思われまますので、安く泊まれる場所を確保することとしました。宿泊希望者は、当救援会事務局沖野（電話 06-561-5214）に、事前に連絡してください。

さて、調査の意図するところは、和田さんが「顔づけ」に抗議した労働者が手配師から暴行を受けたことに対して義憤を感じ、裁判で裁かれることとなった行為をおこなったについては、単に和田さんの性格によるものとされるべきではなく、大きな社会的背景・釜ヶ崎の現実があったのだということ、裁判官や世間の人々に伝えるために、釜ヶ崎の現実の一部を、比較的客観的で判断しやすい数字に置き換えて把握しようというところにあります。

しかしながら、調査の目的はそれだけに留まることはなく、思わぬ役割おも担うことになりました。というのは、大阪府労働部が、全くサギ的な「高齢労働者就労状況調査」結果を発表したからです。それによると、月平均就労日数は「14日以上」が七割を超えているそうです。だが、調査を実際に担当した西成労働福祉センターの紹介課長は、「現場の感覚からすると実態を反映したものではないことを認めざるを得ない」と言っています（11月22日毎日新聞）。そうなった原因は、調査対象者がセンターを訪れた労働者に限られていること、質問の仕方が「普段、一ヶ月にどのくらい働くか」と抽象的であったことなどがあげられています。そのような事を説明せず、さも不景気下の釜ヶ崎で高齢労働者が就労難にあっていないかのごとき数字だけを発表した大阪府労働部の姿勢は、釜ヶ崎の現実を隠すものとして糾弾されるに値するものだと思います。大阪府労働部のサギを明らかにするためにも、私たちの調査を成功させなければならないと考えています。

『顔付け』実態調査票

実施日時1992年12月 日午前・午後 時 分 場所 () 担当者

A. 「顔付け」についてお聞きする前に...

- (1)年齢をお聞かせください。()才
(2)釜ヶ崎に来て何年になりますか。()年
(3)今のお住まいは…
イ. 簡易宿所(ドヤ) ロ. アパート ハ. 日払いマンション ニ. 野宿
ホ. 地域外から通い ヘ. その他()
(4)現在の健康状態は…
イ. 良い ロ. 普通 ハ. 悪い(仕事に行けない) 一病名等を…
(5)おもにどのような職種で仕事に就かれますか。
イ. 土工 ロ. 仮枠大工 ハ. 鉄筋工 ニ. バラシ ホ. 蔦 ヘ. コボチ
ト. カジヤ チ. なんでも リ. その他()
(6)仕事に行くのは「現金」が多いですか、それとも「契約・出張」が多いですか。
イ. 現金が主 ロ. 契約が主 ハ. 半々 ニ. 以前は現金が主だったが、現在は契約が主
ホ. 以前は契約が主だったが、現在は現金が主
(7)最近の例では、実働十日の契約でいって、大体何日くらいかかりましたか。
イ. ()日くらい ロ. 赤字になった ハ. 残った ニ. その飯場の名前は()
(8)仕事はどのようにして探しますか。
イ. 朝のセンター内で ロ. センター周辺で ハ. 霞町交差点周辺で ニ. 知り合いのツテで
ホ. 労働福祉センターの紹介窓口で ヘ. その他
(9)自手帳はお持ちですか。
イ. 持っている(現在アプレの受給資格はありますか。 a. 有る c. 無い)
(参考までに、印紙が足りない時の補充はどのようにしていますか。 a. よく仕事に行く所に頼む b. 金融屋で c. 友人に押しつけてもらう d. 手配師 e. その他)
ロ. 以前は持っていたが、今は持っていない。
a. 何年前までお持ちでしたか () b. 持たなくなった理由を()
ハ. つくろうとしたが、つくれなかった。
a. つくろうとしたのは何年前ですか () b. つくれなかった理由は()
ホ. つくろうとしたことはない(理由は…
(10)イ. この半年間、月平均して何日くらい仕事に行きましたか。()日
ロ. 以前、仕事の多かった時期は…()日

B. 「顔付け」について、お聞きします。

- (1)よく行く「業者」は幾つくらいありますか。()
(2)「顔付け」で仕事に就けたことがありますか。(a. 有る b. 無い)
イ. 有る方は、どのような理由でそうなったと思いますか。
a. 毎日顔を出しているから b. オヤジをよく知っているから c. 手配師をよく知っているから d. 仕事が達者だから e. その他()
(3)「顔付け」でハネられたことがありますか。(a. 有る b. 無い)
イ. ある方はどのような理由でハネられたと思いますか。
a. なじみでないから b. 年齢で c. その他()
ロ. その時、ハネられたことについて、どう思いましたか。()
ハ. ハネられたあとでどうしましたか。(複数可)
a. 抗議した b. 他を探した(他であった・なかった) c. アプレをもらった d. 借金をした(どなたから…) e. 手持ちの金でシノイだ(通常、何日分くらいの生活費をメドにしておられますか。日分 円) f. 野宿をした g. その他()
(4)「顔付け」には、基準があると思いますか。(a. 有る b. 無い c. なんともいえない)
イ. あると思う(どのような基準があると思われますか)
ロ. その基準は妥当なものだと思いますか、それとも不当なものだと思いますか。
(5)「顔付け」を無くすにはどうすれば良いと思いますか。
イ. 仕事を増やせば良い ロ. 職安が仕事を労働者に平均してまわすように紹介をすれば良い
ハ. 他
(6)現在の就労方法は、職安が仕事を紹介しない「相対方式」といわれているものですが、職安
仕事を紹介する方法にした方が良いと思いますか。
イ. そう思う(理由) ロ. 思わない(理由)
(7)センターに「高齢者作業窓口」が出来れば、利用したいと思いますか。(複合可)
a. 利用したい b. わからない c. まだそんな歳ではない d. 将来は利用したい
e. そんな窓口は必要ない f. その他
(8)「現金」や「契約」で仕事に行くとオヤジや手配師・世話役などに暴力を振るわれたり、暴言
をはかれたりしたことがありますか。
イ. 無い ロ. 有る(いつごろ、どこで、その内容は)
ハ. そのようなことをなくすにはどうしたら良いと思いますか。
(9)和田さんの「事件」を知っていますか。 a. 知ってる b. 知らない
イ. 和田さんの「事件」を知った時、どう思いましたか。

ご協力ありがとうございました。

和田さんの意志を支え、釜ヶ崎行政不在を問う集会(十一月七日)の報告

救援会の結成集会をかねて、十一月七日、三十名があつまって、釜ヶ崎の中にある喜望の家で集会を持ちました。

まず、集会を始めるにあたって、救援会の代表である、ふるさとの家の藤原昭神父より簡単なあいさつがありました。無銭飲食をしただけで、半年間も刑務所暮らしをせざるをえなかった、ある釜ヶ崎労働者の人の例を引き合いにしながら、寄せ場労働者に対する司法の取扱いは、現実として厳しいものがあり、もっとこういった問題を社会的に暴露しながら、裁判闘争を支援していくべきではないかと訴えられました。

この後、救援会の事務局から、今までの裁判と救援会の活動の報告と今後の救援活動の進め方について報告をおこない、引き続き谷英樹弁護士から話がありました。これからの弁護活動の方針について谷弁護士は、和田さんの事件はあくまでも「殺人未遂」ではなく「傷害」事件として取り扱われるべき

ている求人数は、昨年に比べると半分近くに落ちこんでおり、釜ヶ崎の就労状況が非常に厳しいことが指摘されました。

こういった、労働者にとっては厳しい状況のなかで、抜本的な釜ヶ崎対策をおこなっていくべき行政も、いまだに内部関係がバラバラで、ひとつにまとまって動くことができないでいるが、それでも行政が具体的な政策を出して実行していけば、少しは今釜ヶ崎の状況も変わっていくだろうし、そのために行政施策をつくらせていかなければならないと話され、有村さん自身の案も示されました。

有村さんの話に続いて、釜日労とキリスト教協友会の反失業活動の報告がおこなわれ、その後のディスカッションでは、「ただ行政に対する私たちの対応も、単に批判するだけでなく、もっと具体的な要求を出していかなければいけないのではないか」との意見も出されました。

行政の側に要求をつきつけるとしたら、要求を出す我々の側も、もっと綿密に今の釜ヶ崎の状況を分析する必要があります。

予定より三十分ほどオーバーして、集会を終えました。

ものであるということと、事件の背景には、行政の釜ヶ崎労働者に対する無策をぬきにしては考えられないことを、今後の裁判のなかであきらかにしていきたいと話されました。

谷弁護士の話が終わってから、司会者より、獄中ですがんばっている和田さんからの手紙が読まれたわけですが、しんどい状況の中にあつてとにかく元気でやっている様子が聞き取れて、これからも粘り強く救援活動をおこなっていかなければと思っています。

今回の救援会の活動の目的は、和田さんの刑罰を少しでも軽くしていくということがあるわけですが、それと同時にこの事件の背景も考えて行かねばと思っています。こういったことから、一通り報告が終わった後、西成労働福祉センターで職員として働いているありむらさんから、釜ヶ崎の仕事情態と失業問題についての話をいただきました。

ありむらさんの話しによると、センターが把握し

井上さんが逮捕されました。和田さんと同様に今後のご支援をお願いします。

和田さんと一緒に事件を起こしたとして指名手配されていた井上和夫さんが、十一月十三日の夜に、生野区で「殺人未遂」の容疑で逮捕され、現在住之江署に留置されて取り調べがおこなわれています。

救援会では、井上さんへ衣類などの差し入れをおこない、関西救援連絡センターの協力で、週2〜3回弁護士の接見をおこなっていただいています。

井上さんも「殺すつもりはなかった」と弁護士に訴えています。来週中にも起訴されることになると思います。

年内にも一回目の公判がおこなわれる可能性もあります。和田さんと同様に公判と救援活動へのご協力をお願いします。

十月十二日に、反失業「暴動」の件で令状逮捕されて拘留されていた、釜日労の深田さんが、十月二十六日に「処分保留」で釈放されました。

一〇月三日朝、センター前路上で労働者に暴行を加えたとして逮捕された藤井さんの第一回公判が、一月一八日、大阪地方裁判所で開かれた。傍聴には、藤井さんを励まし、今後の裁判の成り行きを見守る釜ヶ崎労働者の姿勢を示すべく、四〇名近くの労働者がつめかけた。

約五〇日ぶりに釜ヶ崎の労働者の前に姿を見せた藤井さんは被告人冒頭陳述で、「起訴状に書かれていないように、〇〇なる男の胸ぐらをつかんだことはないし、顔を殴ったこともない。」と、逮捕がまったくのでっち上げであることを主張しました。

また、そのようなでっち上げが行われたのは、盛り上がりを見せた釜ヶ崎の反失業闘争に水を差そうとしてであり、その証拠に、取り調べは事件直接のことがらはほとんどなく、取り調べの警察官が連日「組合の活動をやめろ」と繰り返し返すだけだったと述べました。

さらに、逮捕後の指紋採取を拒否したところ、警察官から暴行を加えられ、保護房に懲罰的にいれら

れたことを明らかにし、その不当さを訴えました。検察側の冒頭陳述も行われ、起訴事実として、藤井さんが被害者の自転車のハンドルをつかんだり、氏名不祥の労働者と共に、被害者の顔を殴打して、全治五日間の傷を負わせた、と認識していることを明らかにしました。藤井さんの単独犯行ではなく、共謀しての行為であったとも認識しているようです。

今後の裁判の中で明らかにされることですが、どうやら、氏名不祥の労働者がおこなったことを、藤井さんがおこなったことにすりかえて起訴した気配が濃厚であると思われれます。共謀を持ち出しのは、実行犯の立証が困難となったときの予防線とも考えられます。

検察側は、藤井さんがどのように騒ぎを煽っていたかについても、警察官を証人に立てて立証していくとしています。

次回公判予定は、一月二一日午後一時から、被害者と西成署警察官の証言。

賛同人

- 小倉 利丸 (富山大教員)
- 領家 謙 (追手門学院大学教授)
- 八木 晃介 (花園大学教授)
- 合田 創 (東大阪市教員)
- 庄司 聖一 (田辺第二小学校教員)
- 要 良子 (わかやま共育を考える会)
- 渡辺 哲男 (精神科医師)
- 河野 秀忠 (「そよ風のように街に出よう」編集長)
- 八木 英子 (阪神障害者解放センター)
- 山中 幸男 (救援連絡センター)
- 三木 ユキオ (アムネスティインターナショナル第五六グループ)
- 関西救援連絡センター
- 勝間 芳江 (日本婦人会議)
- 吉田 満智子 (トマホーク阻止京都連絡会)
- 岡田 仁 (水俣せつけん工場)
- 石山 春久 (画家)
- 大田 健詞
- 大田 美智子
- 鶴野 吉雄
- 三谷 康則
- 荒木 和光
- 橋本 隆生
- 山谷を支援する有志の会
- 釜ヶ崎連絡会議
- 中山 幸雄
- 黒田 伊彦 (矢田解放塾塾長)
- 西岡 智
- 徐 翠珍
- 池田 浩士 (日本寄せ場学会)
- 松沢 哲生 (日本寄せ場学会)
- 青木 秀男 (日本寄せ場学会)
- 和田 研三 (日本寄せ場学会)
- 釜ヶ崎労働組合

これからの予定

- 十二月 八日 (火) 午前十時 大阪地裁 一〇〇四号法廷 和子さん第三回公判
- 十二月十二日 (土) 午後六時三〇分 場所 未定 釜ヶ崎越冬闘争 支援連絡集会 (越冬実)
- 十二月十六日 (水) 午後七時 西成市民館 「顔付け」 中実態調査 説明会
- 十二月十九日 (土) 午後六時三〇分 三角公園 対大阪府闘争 決起集会
- 十二月二一日 (月) 午前八時出発 センター前集合 対大阪府闘争 デモ

あいらん地区放火で
手配の容疑者を逮捕
大阪府西成区にあいらん
地区で今年七月、求人に来
た建設会社のライトバンが
放火され、同社社員二人が
やけどを負った事件で、西
成署は十三日夜、殺人未遂
容疑で指を支配していた住
所不定、無職、井上一夫容
疑者を同市生野区内で
逮捕した。

1992年11月14日 毎日新聞
(大要 別カリました 感謝!)

ボランティアの人たちによる炊き出しに行列をつくる
労働者たち—西成区坂之茶屋2で



波紋広がる 調査結果

高齢労働者 就業状況

府労働局が今日(四日)に公表した西成区・あいりん地区の高齢労働者就業状況調査の結果が波紋を広げている。公表された統計結果のうち、調査の住戸(一戸)で多くの高齢者の一カ月分の就労日数のデータが「実態を反映したものでない」と、実際に調査を行った府の外務団体「西成労働者センター」内でも指摘する声が多かった。府側は「調査でできる範囲としていたが、仕事にあぐらをかいている地区の労働者に対して、抜本的な対応を行う第一歩は本庁」と「調査」の「調査結果」をあくまでも「目安」として扱う。(日内 雅也)

「あいりん地区」の現実知って

「1カ月に14日以上働く」が7割

「実態反映せぬデータ」と指摘する声も

調査は、ダブル労働者の多い「あいりん」地区を主眼とし、高齢者の就業状況を把握し、今後の政策資料にする目的で行われた。

今年六月、同センターの紹介職員十八人が、五十五歳以上の百二十人を対象に聞き取り方式で実施した。

問題になっているのは「一カ月の就労日数」についての項目。回答した百十八人のうち最も多かったのが「二十四～二十七」(三三%)で、「十四日以上三十三日以下」が「三」と回答した人が、七割を占め、比較的高水準の結果となった。

しかし、調査にもともと、調査が行われた六月の求入状況は悪化していた。その日に求職がもらえる「現金仕事」の機会、ダブル経済で求人が最も多かった八九年ごろの約半分、前年四月比でも三三%減の一日平均約二十七人。この状況の中で、業者が特定の労働者を雇用する(「雇ひつけ」)が行われ、特に高齢者は仕事をばらばらというケースが顕著に出、今も状況は変わらな

府は現地視察を

これに対して、米本保・府労働部調査対策特別対策室は「センター内で行うしか方法がなかった。全体的な調査は信頼できるものと認めているが、調査の対策については、調査だけでなく、地域の職員の面でも十分聞き、総合的に判断していきたい」と話している。

調査を実施する季節になった。同団体が行った炊き出し

調査を担当した同センターの佐藤清次・紹介職員も「調査の結果からみた実態を反映したものでない」として、調査結果の高齢者が、いずれもセンターの窓口を訪れた人だけだったと、調査も調査を行った六月時点と比べ、調査結果は、一カ月の就労日数、一カ月の収入の減少を反映しなかった原因と分析している。

あいりん地区
労働者センター